

釜石市議会基本条例(案)の意見募集に寄せられた意見 及び それに対する釜石市議会の考え方

指摘箇所	寄せられた意見（原文のまま）	ご意見に対する釜石市議会の考え方	受付日
前文	私は釜石市議会基本条例案に反対するためパブリックコメントを提出する。令和5年3月定例会での提出を目指すとあるが、釜石市民の意思を市政に反映させることを目的にするのであれば、この条例の是非を焦点として釜石市議会議員選挙並びに釜石市長選挙を実施し、代表として選出された後に提出すべきである。	【提出時期について】 釜石市議会基本条例（以下「条例」とします。）の制定にあたっては、前文において市民の福祉の増進及び市勢の発展のため、議会と議員は市民の負託に全力で応えていくことを定めました。この理念は、今後予定される議員改選を待つことなく、議会として速やかに明文化すべきという考えに基づき、条例を今任期中に提案することとしました。	提出者① 2/20
第9条	【条例前文について】 市民の定義が曖昧であり、対象を限定すべきである。条文には、釜石市議会（以下、「議会」という。）、市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）、などといった表記がみられるが、市民に関してはその説明がなされていない。また、議会に関する条例であるため、市内に居住していない個人や団体、外国人などは対象とすべきではない。このため、釜石市内に居住し、日本国籍を有する個人（以下、「市民」という）、などと表現すべきである。	【条例前文について】 他自治体の例では、「市民」の定義は自治体運営の基本原則を定めた「自治基本条例」において定めているケースが殆どであり、その定義に拠ることを想定しました。そのため、この条例においては定義しておりません。（※ 釜石市における自治基本条例は令和5年3月現在、未制定）	
第11条	【第9条について】 議会は市民から選出された代表機関であり、市民と議会は対等ではないため、「協働」の表現は相応しくない。また、議会による行政の監視機能を奪うものであるため、第1項は削除すべきである。 第2項で「議員及び市民が自由に情報及び意見を交換する機会を設けることに努める」とあるが、住民の主権が脅かされる可能性があるため、定義したうえで対象を限定すべきである。	【第9条について】 釜石市議会としては、議会が政策立案等をする際には、市民からの多様な意見を取り入れることが必要であるという認識に基づき、この条項を定めています。また、第2項においては「市民との意見交換会」を想定しておりますが、同条第1項の主旨を実現するため、必要な手段の一つであると捉えております。	
第31条	【第11条第2項について】 市長と議会の持つ情報量に違いがあり、反論権が多用されれば、議員は萎縮して質問できなくなる懸念がある。また、反論権の行使により、議員の質問時間が削られるため、削除すべきである。 【第31条について】 条例間の位置づけは平等であり、優位性を持たせてはならないため、「議会に関する他の条例を新規に制定し又は改廃する場合においては、この条例との整合を図るものとする。」の部分を削除すべきである。	【第11条第2項について】 <u>(※この条項においては「反問権」を想定しておりますので、その主旨でお答えいたします。)</u> 釜石市議会における反問権は、議員の質問・質疑の趣旨が不明確であったときに、その確認を行うため、市長をはじめとする執行機関の出席者に対して発言を認めるものです。これにより、明確な質疑や答弁が得られ、よりわかりやすい議会運営となることが期待されます。	
附則	【附則について】 周知期間が必要であるため、施行には公布後1か月以上の期間が必要である。	【第31条について】 条例は、この条文記載のとおり「基本理念及び基本的事項を定める」という位置づけで定めるものとなります。従いまして、議会に関する他の条例だけではなく規則、要綱等についてもこの条例との整合を図るものです。 【附則について】 条例は、議会及び議員の役割並びに活動原則を定めていることを踏まえ、議会で可決後、即日公布・施行する予定です。また、条例における規定は、議会及び議員が達成に努めるべきものであり、市民の権利等に対し影響しないと判断していることから、周知期間は不要と考えています。	

指摘箇所	寄せられた意見（原文のまま）	ご意見に対する釜石市議会の考え方	受付日
前文 第2条	<p>【意見】 前文と第2条に「市議会が地方公共団体たる釜石市の団体意思の最終決定の責務を負う」旨を明記すべきではないか。</p> <p>【理由】 二元代表制と並んで、地方公共団体における団体意思の最終決定の責務を議会が負うことは地方自治の大きな本旨の一つです。 本条例(案)の前文では、議会と市長に「市としての最高の意思決定を導く共通の使命が課せられている」とされていますが、地方公共団体たる市の団体意思の最終決定の責務を議会が負うことが明確ではありません。 第3条(議会の活動原則)の逐条解説の中で団体意思の決定について触れられていますが、議会が団体意思を決する主体であることは上述のとおり地方自治における最も大きな本旨であり「議会の活動原則」の条文の解釈に委ねられるものではなく、条例の基本理念に明記され議会の気概と責任を表すべきものであると考えます。</p>	<p>【意見に対する回答】 ご指摘の趣旨を踏まえ、協議の結果、前文に対し下記（下線部分）のとおり盛り込むこととしました。また、第2条につきましては、条文中で「地方自治の本旨の実現を目指すものとする。」と明記しておりますので、これをもって相応の表現と認識しています。</p> <p><u>〔修正前〕</u> ※前文 中段より抜粋 地方分権の時代にあって、自治体の自主的な意思決定と責任の範囲が拡大した今日、議会の果たすべき役割は確実に増してきており、自治体政策を審議する場合において、その論点及び争点を市民に明らかにし、持てる権能を十分に駆使し、市民の福祉の増進及び市勢の発展のため議会の在り方を常に追求し、議決機関としての責務を果たさなければならない。</p> <p><u>〔修正後〕</u> 地方分権の時代にあって、自治体の自主的な意思決定と責任の範囲が拡大した今日、議会の果たすべき役割は確実に増してきており、自治体政策を審議する場合において、その論点及び争点を市民に明らかにし、持てる権能を十分に駆使し、市民の福祉の増進及び市勢の発展のため議会の在り方を常に追求し、地方公共団体たる釜石市の団体意思を決定する議決機関としての責務を果たさなければならない。</p>	提出者② 2/21